

食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について (第 23 回：平成 30 年 9 月 30 日時点)

《調査の目的》

食品安全基本法第 23 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、関係行政機関（リスク管理機関）の施策（リスク管理措置）の実施状況を監視するための調査を行い、食品安全委員会が行ったリスク評価がリスク管理措置に適切に反映されているかを把握するもの。

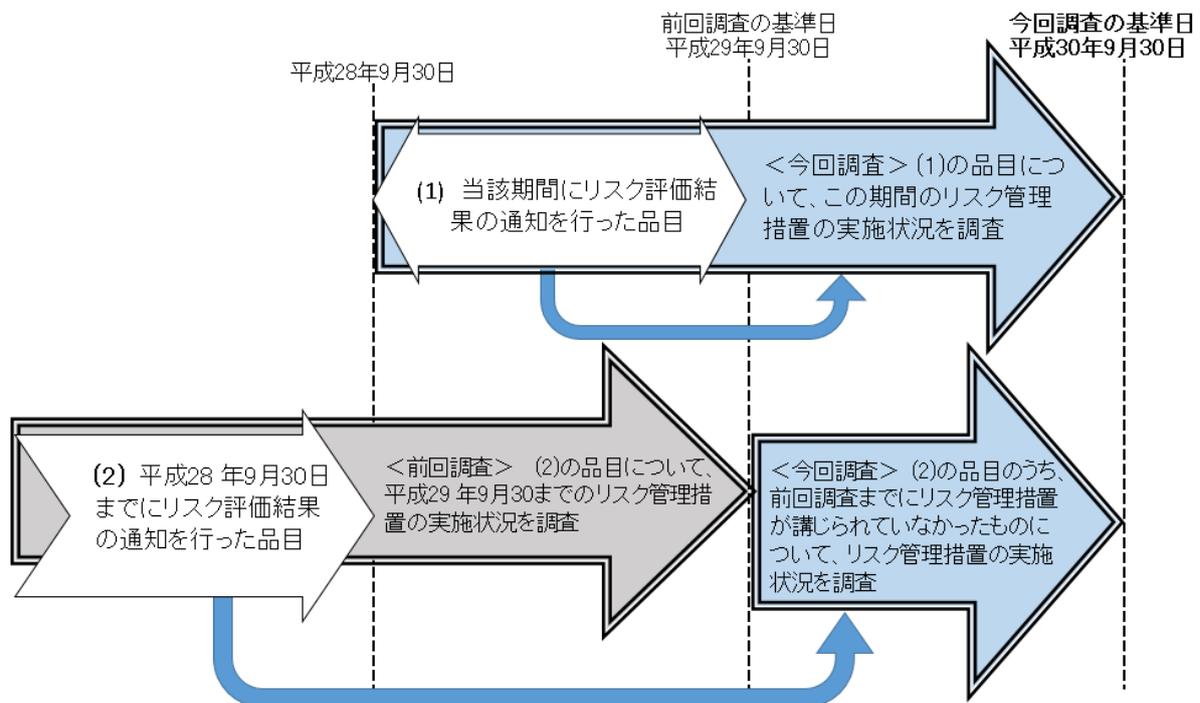
《調査対象品目》

食品安全委員会がリスク管理機関にリスク評価結果を答申した下記品目（計 399 品目）

- (1) 平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日の間に通知を行った品目（199 品目）
- (2) 平成 28 年 9 月 30 日以前に通知が行われたが、前回調査で具体的なリスク管理措置が講じられていなかった品目（200 品目）

《調査基準日》

平成 30 年 9 月 30 日



《施策の実施状況の概要》

- (1) 今回調査で対象となった品目（399 品目）のうち、316 品目についてリスク管理措置が講じられていた。一方、リスク管理措置の実施にまで至っていないものは 83 品目であった。
- (2) リスク管理措置の実施に至っていないもの（83 品目）の内訳は、告示等の措置に向けて手続中のもの 23 品目、審議会で審議中のもの 6 品目、審議会の開催に至っていないもの 54 品目であった。
- (3) 審議会の開催に至っていないもの（54 品目）について、時間を要している理由を確認したところ、①実態調査の実施が必要であること、②食品安全委員会への再諮問のため、資料収集が必要であること、③基準設定に必要な資料・データの収集が必要であること等であった。なお、54 品目中 47 品目は、平成 28 年 9 月 30 日以前にリスク評価結果が通知されたものである。
- (4) 今回調査で対象となった品目（399 品目）のうち、自ら評価の対象でありリスク管理措置の実施にまで至っていないものは、デオキシニバレノール (DON)、オクラトキシン A、フモニシンの 3 品目である。
これらについての施策の実施に向けての進捗状況は、以下のとおりであった。

○ デオキシニバレノール (DON) (厚生労働省)

平成 22 年 12 月 14 日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会で審議が行われ、汚染実態調査等の情報収集を経て、平成 29 年 9 月 22 日の同部会において、小麦に対して 1.0mg/kg 以下の基準値を設定することの決定がなされた。平成 30 年 2 月 22 日に、同基準により食品中の DON の規格基準を設定することについて食品安全委員会に諮問し、現在、かび毒・自然毒等専門調査会にて審議中。

○ オクラトキシン A (厚生労働省)

平成 26 年 10 月 21 日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会で審議が行われ、小麦、大麦及びライ麦については、コーデックスに準じて基準値を設定することとされ、平成 28 年 11 月 29 日の同部会での報告を踏まえつつ、以下の取組を行うこととしている。

- ・ 小麦と大麦については、農林水産省と共同で詳細な汚染実態調査を、ライ麦については、汚染実態調査を実施中。引き続き調査を行う予定である。
- ・ また、小麦、大麦及びライ麦以外の食品のうち、人の嗜好の違いによって

比較的高頻度に食べられる可能性のある食品（インスタントコーヒー、ワイン等）についても引き続き調査を行う予定である。

○ フモニシン（厚生労働省、農林水産省）

- ・ 厚生労働省において、平成 30 年 2 月 27 日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会で審議が行われ、食品に基準値を設けないことの決定がなされた。

（理由：汚染実態調査（平成 16～29 年）では、特にトウモロコシ製品において汚染が見られたが、その数値は、①コーデックス基準値（2,000 又は 4,000 $\mu\text{g}/\text{kg}$ ）を下回っていたこと、②トウモロコシ製品によるばく露量を推計したところ、加工による減衰がないと仮定し過大評価したとしても食品安全委員会が設定した TDI（2 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日）を大きく下回っていること、③今の状況で基準値を策定しても、日本人のばく露量をさらに低下させる効果は見込めないこと等から、リスク管理として基準値を設定しないとされた。なお、気候変動による汚染度の変動が大きいことから、定期的なモニタリングを実施することとされている。）

- ・ 農林水産省において、平成 30 年 8 月 1 日の農業資材審議会飼料分科会飼料安全部会にて審議が行われ、平成 30 年 9 月 18 日の同分科会にて、飼料中のフモニシンの基準設定を進めることについて報告がなされた。